

令和3年度

富士宮市

飼い主のいない猫の去勢・避妊手術  
助成金交付事業

応募要領

富士宮市では、飼い主のいない猫の増加を防止するため、市内の飼い主のいない猫に去勢手術又は避妊手術及び耳カットを受けさせた者に対し、予算の範囲内において、次の要領で手術費の一部を助成します。

#### 申請受付期間

**令和3年4月1日（木）から令和4年3月11日（金）まで**

次の（１）～（２）のいずれかに該当するもの。

- （１）本市の住民基本台帳に記録されている者で、飼い主のいない猫に手術及び耳カットを同時に受けさせたもの
- （２）飼い主のいない猫に手術及び耳カットを同時に受けさせた自治会の代表者

#### 予算額

100万円（すべての助成対象手術に対する助成金額の合計額）

#### 助成対象手術・助成金額

##### （１）去勢手術及び耳カット

去勢手術及び耳カットに要した費用の2分の1を助成。

**1匹につき5,000円を限度額とする。**

また、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

##### （２）避妊手術及び耳カット

避妊手術及び耳カットに要した費用の2分の1を助成。

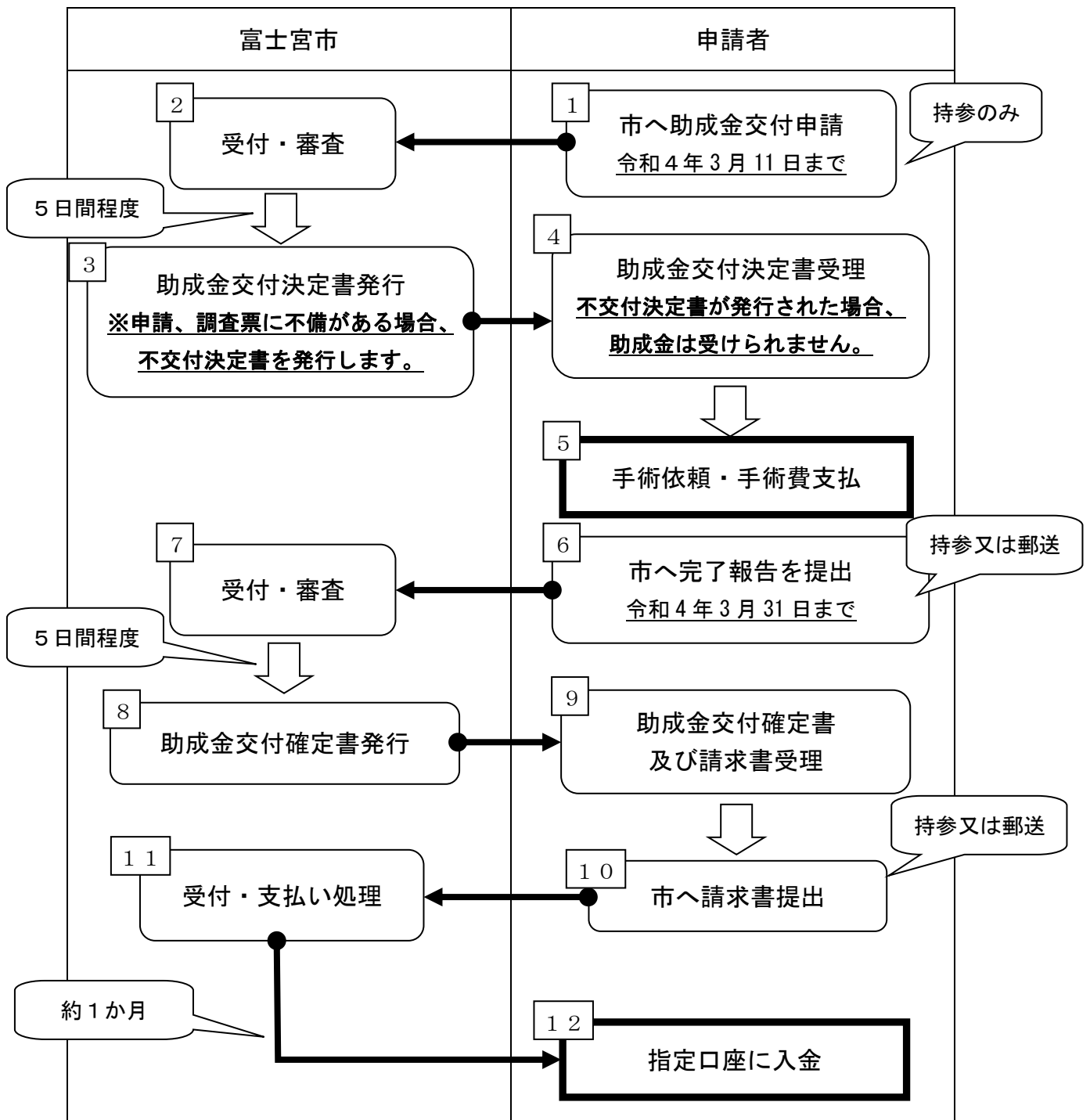
**1匹につき10,000円を限度額とする。**

また、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

#### 助成対象経費

助成対象経費は去勢手術又は避妊手術及び耳カットにかかる費用とし、捕獲及び入院にかかる費用等は対象外とします。

# 助成金申請の流れ



- 手術実施日までの日数を考慮し、余裕をもって申し込んでいただくようお願いいたします。
- 富士宮市の助成金交付決定書が発行される前に手術を実施した場合は助成金を受け取ることができません。必ず、富士宮市の助成金交付決定書を受け取ってから手術を行っていただくようお願いいたします。

## 市への助成金申込み

**提出期限：猫に手術を実施する日の前30日以内に申請書を提出してください。**

**申請期間：令和3年4月1日（木）～令和4年3月11日（金）**

※ただし、申請額が予算に達し次第受付を終了します。

助成金を受けようとする方は、下記書類をすべてそろえて、環境企画課窓口へ直接提出してください。

**郵送・ファックス等による提出や、申請書及び添付資料に不備・不足がある申請書は受付できませんのでご注意ください。**なお、下記書類以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

### 【提出していただく書類】

(1) 富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金交付申請書（第1号様式）

※複数の猫の助成を申請する場合は、猫1頭につき1部の申請書を提出してください。

(2) 去勢・避妊手術を実施する猫に関する調査票（第2号様式）

保護した場所・性別等の個体情報を記入し、確認者2名（市内に住所を有し、申請者と世帯を別にする人に限る）の署名を受けた調査票を提出してください。

(3) 去勢・避妊手術を実施する猫の写真（猫の全身および両耳が確認できるカラー写真）

## 助成金交付決定

交付申請書受付後、5日間程度で申請書に記載されている住所地に「富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金交付決定書」（第3号様式）を送付します。交付決定書を受領後、手術を実施してください。

## 助成金不交付決定

交付申請書もしくは猫に関する調査票に不備があった場合、申請書に記載されている住所地に「富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊助成金不交付決定書」（第7号様式）を送付します。助成金不交付決定書を受領した場合、手術を受けさせても助成金は受けられず、個人負担になります。

## 市への完了報告書の提出

**提出期限：猫に手術を実施した日から30日以内に提出してください。**

**令和3年度の完了報告書の最終提出期限は、令和4年3月31日（木）です**

去勢・避妊手術及び耳カットが完了したら、下記の書類をすべてそろえて、速やかに市への完了報告を行ってください。完了報告書は郵送でも提出できますが、不備・不足がある場合は受け付けずに返送いたします。郵送前に必ず確認をお願いします。

### 【提出していただく書類】

(1) 富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金交付事業完了報告書（第4号様式）

- (2) 領収書（去勢・避妊手術及び耳カットに係る手術費用の支払いが確認できるもの）  
※コピー不可。複数匹に手術を受けさせた場合、領収書は基本的に1匹ずつとし、やむなく複数記載の場合は必ず1匹ずつの費用が明確に分かれているものを提出してください。
- (3) 手術を実施した猫の写真（猫の全身と両耳およびV字カットが確認できるカラー写真）

### 助成金交付確定

完了報告書受付後、完了報告書に記載されている住所に「富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金交付確定書」（第5号様式）を送付します。また、請求書を交付確定書に同封いたします。

### 請求書提出・助成金の振込み

富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金請求書（第6号様式）に必要事項を記入いただき、2週間以内に環境企画課窓口を持参又は郵送にて提出してください。請求書を受理後、約1か月で指定口座に助成金を振り込みます。

### 助成金の申請を取り下げる場合

助成金を申請した手術を中止するなど、助成金の申請を取り下げる場合は、速やかに「富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金交付申請取り下げ書（第8号様式）」を環境企画課に提出してください。

### その他

- 交付申請書及び完了報告書に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。

#### ■書類提出先及び問い合わせ先■

富士宮市役所 環境企画課 環境衛生係  
〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地  
電話： 0544-22-1136（直通）  
FAX：0544-22-1207

# 記入例※提出は窓口

第1号様式（第5条関係）

富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金交付申請書

窓口へ提出する日

年 月 日

現住所を記入する。

富士宮市長 宛

住 所 弓沢町〇〇番地

（所在地）

申請者 氏 名 富士宮 太郎

（名 称）

（代表者の氏名及び住所）

電話番号 〇 5 4 4 - 2 2 - 〇 〇 〇 〇

富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金の交付を受けたいので、富士宮市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術助成金要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 手術を実施する猫 別紙富士宮市去勢・避妊手術を実施する飼い主のいない猫に関する調査票のとおり
- 2 特記事項  
申請に当たり、次の事項を誓約します。
  - (1) 手術を実施する猫は、飼い主のいない猫であること。
  - (2) 手術を実施する猫について、問題が発生した場合には、責任を負い、誠意を持って問題解決に努めること。
  - (3) 手術を実施した猫に対し、手術済みの証明として耳カットを実施すること。
  - (4) 手術を実施した猫は、元の場所に戻すか、飼い主となる者を探すよう努めること。

# 記入例※提出は窓口

第2号様式（第5条関係）

富士宮市去勢・避妊手術を実施する飼い主のいない猫に関する調査票

住 所 弓沢町〇〇番地

(所在地)

申請者 氏 名 富士宮 太郎

(名称)

(代表者の氏名及び住所)

電話番号 0544-22-〇〇〇〇

主な生息地	富士宮市 弓沢町〇〇番地付近
性 別	雄 雌
毛 色	三毛
その他の特徴	
○ 飼い主のいない猫と判断した理由（該当項目に○印を記入。その他に関しては具体的に記入してください。） ( ) 首輪をしていない。 ( ) 雑種である（見た目が純血種でない。）。 ( ) 人に慣れていない。 ( ) その他 [ ]	
去勢・避妊手術を実施する猫の写真を添付してください。 (注) 猫の全身が確認できるもの	

上記の記載事項に相違ないことを確認します。

確 認 者	住 所	富士宮市
	氏 名	
	電 話	
確 認 者	住 所	富士宮市
	氏 名	
	電 話	

(注) 確認者（市内に住所を有し、申請者と世帯を別にする者に限る。）の署名が必要です。